

## 令和 7 年度特定計量器定期検査業務委託仕様書

### 1 業務の目的

計量法（平成 4 年法律第 51 号。）第 19 条に基づき那覇市（以下「甲」という）が行う定期検査を円滑に実施するため、〇〇〇〇（以下「乙」という）に下記 2. の業務を委託するものである。

### 2 業務の内容

#### (1) はかりの定期検査の状況調査及び調査報告書の提出

乙は甲が管理する「はかり台帳」を基にはかり所有者の定期検査受検状況等を調査し、はかり台帳に記録する。

令和 7 年 5 月末時点で、対象となる事業所は約 1,400 ヲ所、はかりは約 3,000 台である。なお、こども園、小中学校、各給食センター、保健所、及び認可外保育施設は委託調査対象から除く（約 300 箇所）。

乙は「はかり台帳」の受け取り後、10 日以内に調査日程表を甲へ提出し、承認を得ること。

乙は記録後の「はかり台帳」を定期検査の期日の初日から起算して 10 日前までに甲へ提出する。

#### ① 調査対象・非対象はかりの種類の例

##### ア 調査対象のはかり

- スーパー、商店などで商品の売買に使用するはかり
- 病院、保健所、学校、保育所などで体重測定に使用する体重計
- 病院、調剤薬局などで調剤に使用するはかり
- 運送業者などが貨物の算出に使用するはかり
- 給食センターで残量調査に使用するはかり
- 農水産物などの売買のために使用するはかり
- 工場・事業場等の原材料の購入・製品の販売・出荷のために使用するはかり
- 公共機関への報告又は公共機関が行う計量で、統計の公表などを目的として使用するはかり

##### イ 非調査対象はかり

- 飲食店、給食センターなどで調配合に使用するはかり
- 公衆浴場等に備えつけられている体重計
- 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- 工場・事業場等で原料の調配合や工程管理に使用するはかり

○農家で肥料配合用に試しはかりとして使用するはかり

② 甲が管理する「はかり台帳」の内容

- 1 計量士（検査者）
- 2 検査日（受検日）
- 3 所有者住所
- 4 所有者氏名
- 5 電話番号
- 6 秤種類
- 7 秤量
- 8 単位
- 9 器物番号
- 10 調査方法
- 11 調査日
- 12 備考

③ 調査項目

②のうち次の項目を朱書きで記入する。

2 検査日は、代検査実施日に更新する。

3 所有者住所～9 器物番号は、変更がある場合は修正、新規は追加する。

10 調査方法は、調査方法について次に当てはまる項目の番号を記入する。

①訪問 ②電話 ③その他

11 調査日は、対応もしくは確認した直近の日付に更新する。

12 備考は、調査後の結果について次に当てはまる項目の番号を記入する。

①新規 ②廃棄 ③不使用 ④開業 ⑤廃業

⑥その他（代検査予定日、留意点などを記入）

(2) はかり使用者へ計量法の啓発及び定期検査日程の周知

「はかり台帳」に基づき、「はかり定期検査のお知らせ」のチラシを配付し、定期検査の場所・日程を周知する。

(3) 定期検査時の検査用具等の運搬及び保守管理並びに検査補助

乙は甲が定期検査を実施する期日及び場所（「日程表」参照）へ、検査に必要な用具等を運搬・設置し、検査時間中における検査用具等の適切な保守管理を行う。

定期検査を円滑に実施するため乙は甲の指示のもと補助作業を行う。

※検査用具等を運搬、保守管理、補助者に従事する者は兼務可とする。

① 検査用具等の運搬及び保管について

ア 乙は、定期検査の場所まで検査用具等（約 350K g）を運搬可能な車両及び運転者を確保すること

イ 乙は定期検査初日に那覇市役所（本庁舎地下 1 階倉庫）から検査会場まで検査用具等を運搬し設置を行う。検査期間中は乙にて検査用具等を保管し、検査が始まる時間までに各会場に設置を行う。検査最終日は検査用具等を検査会場から那覇市役所へ運搬する。

② 検査補助について

定期検査時は計量士に従事させるものとする。ただし、計量士は乙に 1 年以上勤務した者であること。

3 調査員証

甲は、乙から提出される調査員名簿に基づき、「特定計量器定期検査業務委託調査員証」（以下「調査員証」という。）を交付する。調査員証は本委託業務にのみ使用し、他の業務に使用しないこと。調査員証は適正に保管、管理し、業務完了後は、速やかに甲へ返還すること。

4 その他

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。
- (3) 乙は業務上知り得た情報を複製及び第三者への提供をしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

日程表(案)

| 日数  | 検査日        |   | 検査場所                  | 住所           |
|-----|------------|---|-----------------------|--------------|
| 1日目 | 令和7年11月13日 | 木 | なは市民協働プラザ<br>1F 第2学習室 | 那覇市銘苅 2-3-1  |
| 2日目 | 令和7年11月14日 | 金 | なは市民協働プラザ<br>1F 第2学習室 | 那覇市銘苅 2-3-1  |
| 3日目 | 令和7年11月17日 | 月 | 第一牧志公設市場<br>多目的室(大)   | 那覇市松尾 2-10-1 |
| 4日目 | 令和7年11月18日 | 火 | 鏡水ふれあい会館<br>会議室1      | 那覇市小禄 909    |
| 5日目 | 令和7年11月19日 | 水 | のうれんプラザ               | 那覇市樋川2丁目3-1  |
| 6日目 | 令和7年11月20日 | 木 | 本庁1F<br>市民会議室         | 那覇市泉崎 1-1-1  |

※どちらの検査場所でも受検できます。お近くの検査場所に直接はかりを持参してください。

※検査時間は 10:00～12:00、13:00～15:00 です。